

平成29年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成29年4月26日（水） 15時33分開会
16時25分開会

■ 開催の場所

指宿市役所 2階 中会議室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
教育総務課参事兼学校整備室長	前菌 佳生
学校教育課主幹兼学校教育係長	界 敏則
社会教育課主幹兼社会教育係長	鴨崎 一郎
社会教育課文化担当主幹	鎌田 洋昭
指宿商業高校事務担当主幹	中吉 竜治

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第19号 指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の制定について
 - ・ 日程第2 議案第20号 指宿市立校区公民館長の任命について
 - ・ 日程第3 議案第21号 指宿市立学校における学校運営協議会の委員の任命について
 - ・ 日程第4 報告第2号 市立高校部活動活性化指導員の任命について
 - ・ 日程第5 報告第3号 指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - ・ 日程第6 報告第4号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成29年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を七夕委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告を行います。

別紙、資料をご覧ください。

今年度は4月1日が土曜日でしたので、29年度の実質的スタートは4月3日の月曜日からでした。教育委員会職員等の辞令交付式を4月3日に、この中会議室で行ったところです。対象者としましては、教育委員会の職員、指商の教諭、新任教頭、社会教育指導員、公民館主事等で行いました。

それから、平成29年度県教育行政説明会が、4月17日の月曜日に県庁で行われました。教育長と教育部長、教育総務課長の3名で、県の本年度の教育行政の説明を受けてきたところでございます。

次の日に、定期人事異動の反省会。これは小中学校の関係ですが、高等学校の反省会も併せて、高等学校を設置する5つの教育委員会の教育長会で反省会がなされました。人事異動の基

本的な考え方ですが、「社会の変化や教育改革など時代の要請に適切に対応し、本県教育行政の円滑かつ効率的な推進と、その充実振興を期するため、適材を適所に配置し、職員構成の適正化と気風の刷新に努め、組織の活性化を図った。」ということをございました。県全体の概要ですが、異動者総数が2,868名。これは、行政と高等学校を含めた数ですが、小中学校で言えば1,937名。昨年度より40名減ということでした。特徴としましては、今年は義務教育学校が2校開校しましたので、その義務教育学校への配慮もあったということです。南さつま市の坊津学園、出水市の鶴荘学園、2校の義務教育学校が開校しました。その他、平成32年の国体に向けた体制強化で、そこに競技力向上対策室を設けて2名を配置したとか、その前年度の平成31年の高校総体が行われるということで、高校総体推進室を設置して7名を配置したということです。人事異動の公平分担ということが言われているわけですが、離島との交流ということで本土から離島へ387名、離島から406名がそれぞれ異動いたしました。それから、新規採用職員が184名ということで、小・中・養護教諭・栄養教諭・事務職員、そういう内訳になっております。指宿市への転入教職員については、宣誓式でお会いしていただきましたが、50名でした。

最後ですが、本と人をつなぐ「そらまめの会」10周年記念シンポジウムが、4月22日に山川図書館で行われました。そらまめの会というのは、NPO法人を取得された皆様方が、市立図書館を指定管理者ということで、お願いをしている団体でございます。4月22日でしたけれども、県内はもとより県外からも参加していただいて、基調報告、基調講演、全体討論と大変有意義なシンポジウムが行われたところでございます。

それから、4月19日の水曜日に市の校長研修会、4月25日には市の教頭研修会を開催して、市の教育行政の説明や今後取り組む手続き等、色々とお願いをしたところでございます。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の日程1の議案第19号及び日程6の報告第4号については公開で行い、日程2から日程5については、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 議案第19号「指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第1 議案第19号、指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第4条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」という規定に基づき、平成29年度から実施する読書推進のためのブックスタート事業に関し必要な事項を定めるものであります。

要綱に定める主な内容をご説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず第1条では、根拠となる法律のほか、本事業を実施する目的を定めております。乳児及びその保護者に絵本を配布することにより、絵本を通してお互いに心を通い合わせ絆を深めるとともに、乳児期から本に親しむ習慣を身につけることを目的としております。

次に第2条では、実施主体及び連携機関について定めております。本事業の実施主体となるのは市教育委員会で、健康増進課、市民協働課、指宿図書館及び山川図書館と連携を図るとともに、ボランティア等の協力を求めながら実施することとしております。

次に第3条では、対象者について定めております。本事業の対象者は、平成29年4月1日以後に出生し、市に住所を有し、及び生後3月を経過した満1歳未満の乳児としております。

次に第4条では、実施内容について定めております。本事業で配布する絵本については、対象者が原則として指宿図書館及び山川図書館において開催される読み聞かせを体験し、その場で絵本を受け取ることであります。また、配布する絵本の冊数につきましては1人1冊とし、配布期間につきましては、満1歳の誕生日の前日までとしております。

次に第5条では、絵本の選定について定めております。配布する絵本は、教育長が選定するものとし、対象者が複数の絵本の中から選ぶことができるよう必要な冊数を確保するものとしております。

4ページをご覧ください。

第6条では、本事業の運営に関し、この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

なお、附則において、この告示を平成29年5月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

開聞地域は、どのように対処されるのかお尋ねいたします。

(中摩課長)

開聞地域におきましても、山川図書館の利用が大変多くございますので、生後3ヶ月の検診で、案内及び引換券をお渡ししますが、先ほどご説明しましたように、1歳未満の乳児をお持ちの方に、この機会にお出でいただければと考えているところです。場所は、山川図書館で対応していただくように考えております。

(西森教育長)

これは山川図書館に限定するのですか。

(中摩課長)

指宿図書館と山川図書館、どちらでもお出でいただけるようにしております。

(七夕委員)

開聞地域には、そういう図書館等は設けないということですか。

(中摩課長)

ご指摘のとおりです。

(西森教育長)

乳児検診はどこですのですか。

(中摩課長)

乳児検診は、それぞれの保健センターです。

(西森教育長)

開聞は、開聞の保健センターでするわけですね。そして、そこで券を貰って、本の読み聞かせの体験をするということですので、今のところは指宿図書館、山川図書館でということですか。

(七夕委員)

現実はそのようなことだろうとは思っていましたが、理想といたしましては、やはり身近に図書館というのが良いと思っておりますので、できましたら開聞にも図書館を作ってほしいという希望がありますので、どうぞよろしくお願いたします。

(中摩課長)

はい、以前の会議でも承っております。

(西森教育長)

図書館を作るということもあるでしょうし、または読み聞かせ体験は、出張して体験をしていただくということもあるのかなと思いますので、検討方よろしく願いいたします。とりあえず、こういう要綱に基づいて実施してみて、また課題等も出てくるだろうと思いますが、その時には検討をお願いしたいと思います。

(西職務代理者)

対象者にはどのように通知をされるのですかと聞こうと思ったら、3ヶ月検診ということでしたが、今の時点で3ヶ月を過ぎている人にはどうするのですか。それから、指宿でも山川でも、図書館というのを体験してもらうのが大事だということですが、開聞地域には図書館がないので残念なのですけれど、どこか公民館とかをお借りして出張をするという方法もありかなと思いますので、色々ご検討いただきたいと思います。

(中摩課長)

対象者につきましては、第3条に平成29年4月1日以降に生まれた方となっておりますので、3ヶ月検診の際に通知はしたいと思います。

(西森教育長)

4月1日以降に生まれた方で、3ヶ月を経過した検診の時ということですね。

(藤井委員)

読み聞かせを体験した方に、絵本を配布するということが書いてありますけれど、もしこの読み聞かせ体験に参加できなかった場合は、絵本も貰えないということなのでしょうか。

(中摩課長)

読み聞かせ体験につきましては、指宿図書館では毎週火曜日及び毎月第4金曜日に実施しております。また、山川図書館においては、毎月第4土曜日に実施をしておりますので、機会がたくさんありますので、その機会を活用していただければと思います。

(西森教育長)

読み聞かせのある実施日は、何かの形で紹介するのですか。

(中摩課長)

ブックスタート事業のチラシで、場所と時間、曜日についてお知らせします。

(藤井委員)

例えば、病気をもって生まれたお子さんとか、生後1年以内に退院ができないというお子さんがいた場合、読み聞かせ体験に行くということは、お子さん連れではないといけないと思うのです。そういうお子さんにも、ぜひお渡ししていただきたいと思うので、必ず行かな

いといけないというのは、柔軟に対処できないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(中摩課長)

ご指摘の内容につきましても、今年度実施していく中で要望等を伺っていきたいと思います。また、必ず親子でということは書いておりませんので、交換引換券を持ってお出でいただくということも可能です。そういったことも含めて、検討して対応したいと思っております。

(西職務代理者)

3ヶ月検診の時に渡すのでしたら、そこでも少し体験ということをしていただきたらと思います。本当は図書館に行っていくのがいいとは思いますが、そういう場所で、そういうコーナーを設けていただいお渡しするというのもいいのかなど。子育てに忙しかったりと余裕がないと、なかなか図書館までというのものないかもしれませんので、そういう方法も少し考えておいていただければと思うところです。

(中摩課長)

実は、保健センターでの本の読み聞かせ体験というのについて、これまでも保健センターにおいて、一部実施をしようとしてきたところではありますが、検診の際は時間がなくて、十分に対応ができなかったところです。そのため、お勧めの本のリストを掲示するなどしてきました。今回、図書館での読み聞かせの機会を活用しますのは、参加機会が非常に多くあるということと、従来やっていた形では、なかなか対応が難しかったこともあります。また、図書館からも読み聞かせイベントへ親子で参加いただきたいと要望もあったところでございまして、そういったことを兼ね合わせて検討させていただきました。ご指摘をいただいた内容も、実際にやってみながら検討させていただきたいと思います。

(西森教育長)

配布する本が何種類か、何冊かというのを事前に確保しますので、それをどこで管理するかということで、図書館に置いたら管理もしやすいし、選んでもらえるのかなど。ついでに、他の本も借りて帰っていただきたらとか、そういうことも検討されたようです。

(七夕委員)

ちなみに、昨年生まれた対象者に該当する乳児は何名いますか。おおよそで構いません。

(中摩課長)

約300名となっております。

(西森教育長)

初めてのことで、目的を達成するために実施内容につきましては、原則としてということが書いてありますので、また今後も検討しながら、充実した事業ができるようお願いしたいと思います。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 議案第19号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1 議案第19号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

日程第2 議案第20号

「指宿市立校区公民館長の任命について」

・・・原案議決

日程第3 議案第21号

「指宿市立学校における学校運営協議会の委員の任命について」

・・・原案議決

日程第4 報告第2号

「市立高校部活動活性化指導員の任命について」

日程第5 報告第3号

「指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について」

(西森教育長)

次に、日程第6 報告第4号「指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第6 報告第4号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の12ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、同規則の一部を別紙のとおり改正したので、同条第2項の規定により報告するものです。

改正の理由は、平成29年度から社会教育課で読書活動を推進するための事業を実施することから、社会教育課の分掌事務に、「読書教育に関すること」を追加し、これに伴い、図書館等社会教育施設に関する分掌事務を施設管理と施設運営に分けることで、各係の事務を整理し、条文整理を行ったところです。

改正の主な内容を、新旧対照表でご説明いたしますので、13ページをお開きください。

別表第1中、社会教育課管理系の分掌事務の欄中、第2号及び第3号を削り、以下の号を繰り上げ、社会教育施設事務における第3号の「公民館」、第4号の「博物館」の次に「施設管理」を、第4号の「市民会館」の次に「施設管理運営」を、第5号の「図書館」の次に「施設管理」を、第6号の「その他社会教育施設」の次に「管理」をそれぞれ加えたところです。

次に、社会教育系の分掌事務の欄中、第1号の「社会教育委員・指導員」を「社会教育総務」に改め、次のページの第7号の「公民館」の次に「運営」を加え、「第8号」を繰り下げ「第11号」にし、第7号の次に第8号 社会教育事務における視聴覚教育に関すること。第9号 社会教育事務における読書教育に関すること。第10号 社会教育事務における図書館運営に関すること。の3号を加えたところです。また、文化系の分掌事務の欄中、15ページの第5号の「博物館」の次に「運営」を加えたところです。

なお、附則において、この規則の施行日は、平成29年4月1日からとしております。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

社会教育課長で補足することはございませんか。

(中摩課長)

先ほど、部長からも説明がございましたが、平成29年度から読書教育に関しましては、ブックスタート事業の他に、本の読み聞かせ講座等を通じて人材育成を行う予定でございます。併せて、子ども読書推進計画の策定業務も発生するところでございます。読書につきましては、これまで生涯学習業務に含まれ、明確な事務分掌がなかったところでございましたので、今回、読書教育という項目を社会教育係に設けました。それに関連しまして、読書に関連する図書館につきましても、図書館の運営と図書館の施設管理というものが、やはり明確化する必要があると考えました。併せて、他の社会教育施設関係につきましても、建物の管理と建物で何をするかという運営とに明確に分け、係別に整理をした次第でございます。

(西森教育長)

読書活動、読書指導という分野で充実を図っていききたいと。教育大綱を策定しまして、重点事項の8項目の中に、「読書活動を通じた心豊かな人づくりを進めます」という重点事項を掲げておりますし、また、子ども読書推進計画を第1次・第2次と定めて、今は第2次の計画を進めているところですが、これから第3次になります。国や県が第3次をつくりましたので、市としても第3次の推進計画をつくっていくと。そういう面で、読書活動に関わる事務が増えてきた位置づけをきちんとしていただきたいということで、改正をしたということです。

何かご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第6 報告第4号は終了いたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成29年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。